

【8】 コーサンビーと阿難

[0] すでに【1】の[3-1]において指摘しておいたごとく、コーサンビーを仏在処・説処とする143経のうち阿難が説く経が19経もあり、また【2】の[3-1]においても、コーサンビーの仏教は阿難と関係が深いことを指摘しておいた。そこで最後にコーサンビーと阿難にはどのような関係があったのかということ进行调查しておく。

[1] まずコーサンビーを舞台とする経・律資料のなかで阿難以外の人物が登場するものを紹介する。しかしその内容までは関係がないであろうから、文献名と所在のみに止める。なおA文献もB文献も区分しないで示す。ただしB文献に属するものはジャータカと『根本有部律』のみである。

[1-1] ラーフラ (Rāhula)

Vinaya Pācittiya 005 (vol.IV p.015)

『四分律』「波逸提005」(大正22 p.638中)

『五分律』「墮007」(大正22 p.040上)

『根本有部律』「波逸底迦054」(大正23 p.838下)

Jātaka 016 Tipallatthamiga-j. (vol. I p.160)

Jātaka 319 Tittira-j. (vol.III p.064)

これらはいずれも「与未受具人同宿戒」の制戒因縁に関するものである。

[1-2] 大周那 (Mahācunda)

『中阿含』007「世間福経」(大正01 p.427下) ⁽¹⁾

『中阿含』090「知法経」(大正01 p.572下)

『中阿含』091「周那問見経」(大正01 p.573中)

(1) 同内容の『増一阿含』35-07(大正02 p.741中)は「一時仏在阿踰闍江水辺」とする。

[1-3] 舎利弗 (Sāriputta)

SN.046-008 (vol.V p.076) ⁽¹⁾

『根本有部律』「雑事」(大正24 p.221中)

(1) 同内容の『雑阿含』719(大正02 p.193中)は「優波摩と阿提目多とが巴連弗邑鷄林精舎に住す」とする。

[1-4] ケーマ (Khema) とダーサカ (Dāsaka)

SN.022-089 (vol.III p.126)

『雑阿含』103(大正02 p.029下)

[1-5] 黒比丘尼

『四分律』「(比丘尼)僧残017 發起四諍謗僧違諫戒」(大正22 p.726下)

『四分律』「(比丘尼)単提089 打已啼泣戒」(大正22 p.744上)

『四分律』「(比丘尼)単提146 罵尼衆戒」(大正22 p.767中)

[1-6] 憍蘭難陀、周那難陀、提舎、優婆提舎、提舎域多、提舎羅那、提舎叉多の七人の姉妹比丘尼

『十誦律』「(比丘尼)波夜提153 突入大僧寺戒」(大正23 p.340上) 迦陀・優

波離も登場する。

『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.295 上)

[1-7] 以上であるが、コーサンビーの仏教や釈尊の生涯、教団形成史に関連すると思われるものはない。

[2] 次にコーサンビーを舞台としたもので、阿難が登場する資料を紹介する。

[2-1] まず阿難が法を説くもの、あるいは他の比丘と問答したとするものを紹介する。頭に○をつけたのは釈尊が登場しないものである。

○MN.076 *Sandaka-s.* (サンダカ経 vol. I p.513)

○SN.012-068 (vol. II p.115) (1)

○SN. 022-090 (vol. III p.132)

○SN.035-192 (vol. IV p.165)

○SN.035-193 (vol. IV p.166)

○AN.003-008-072 (vol. I p.217)

○AN.004-016-159 (vol. II p.145) (2)

○AN.005-017-170 (vol. III p.202) (3)

○AN.009-004-037 (vol. IV p.426)

○AN.009-005-042 (vol. IV p.449)

○『雑阿含』 261 (大正 02 p.066 上)

○『雑阿含』 262 (大正 02 p.066 中)

『雑阿含』 557 (大正 02 p.146 上)

『雑阿含』 558 (大正 02 p.146 中)

『雑阿含』 560 (大正 02 p.146 下)

『雑阿含』 561 (大正 02 p.147 上)

『雑阿含』 783 (大正 02 p.202 下)

『雑阿含』 973 (大正 02 p.251 中)

○『別訳雑阿含』 207 (大正 02 p.451 上)

(1) 『雑阿含』 351 (大正 02 p.098 下) は舎衛城とする。

(2) 『雑阿含』 021 (大正 02 p.148 上) は「舎衛城祇樹給孤独園に住したとき」とする。

(3) 『雑阿含』 484 (大正 02 p.123 中) は「舎衛城祇樹給孤独園に住したとき、跋陀羅比丘」とする。

このほかにゴーシタ資料として掲げたものもあり、再度ここにもその経名のみを掲げておく。

○SN.035-129 (vol. IV p.113)

『雑阿含』 460 (大正 02 p.117 下)

『雑阿含』 461 (大正 02 p.118 上)

『雑阿含』 462 (大正 02 p.118 上)

『雑阿含』 463 (大正 02 p.118 下)

『雑阿含』 562 (大正 02 p.147 中)

[2-2] 次は釈尊が阿難に対して法を説いたとするものである。

AN.004-008-080 (vol. II p.082)

AN.004-025-241 (vol. II p.239)

AN.005-011-106 (vol. III p.132)

AN.005-016-159 (vol. III p.184)

AN.007-004-040 (vol. IV p.037)

『雑阿含』464 (大正 02 p.118 中)

『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 001」 (大正 22 p.292 上)

『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.452 上)

このほかに先にゴーシタ資料として紹介したものがあ

『五分律』 「悔過 003」 (大正 22 p.072 下)

[2-3] 上記のように、コーサンビーにおいては阿難はしばしば登場する。そして釈尊の存在にふれない形で、阿難が説法したというのは、まさしく阿難が主人公であるということの意味し、さらには阿難と他の比丘が問答するというのも、あるいは釈尊が阿難に説法をされたというのも、阿難が点景としての侍者の役割以上の登場の仕方をしているということの意味する。釈尊の存在にふれないものは、あるいはその滅後が舞台となっているかも知れないが、今はこれにふれない。またその対告衆は、ゴーシタ長者が最も多く、チャンナ、諸比丘、異バラモンとなっている。

このように阿難もコーサンビーと縁の深い比丘の一人とすることができるであろう。B 資料において、釈尊が初めてコーサンビーにやって来られたときに、サーマーヴァティーが釈尊に毎日宮殿に来て説法して下さいというのを、釈尊は他にも要請されているからと代理に阿難を指名したとされるのも、このようなことが背景になっているのかも知れない。

また第 1 結集後、摩訶迦葉がチャンナを梵壇法にかけるため阿難をコーサンビーに派遣したのは、この地にそれなりの基盤をもっていたチャンナに対抗するために、阿難もこの地においてそれなりの信用・影響力などを有していたと判断されたからではないかと思われる。SN.022-090 (vol. III p.132) では、「多くの長老比丘がパーラーナシーの仙人墮処・鹿野苑に住していた。比丘らはチャンナに一切行は無常、一切法は無我なりと説いたが、チャンナの心境は進歩しなかった。そこでコーサンビーにいる阿難に会いに行った。阿難はかつて世尊が迦旃延に説かれた有と無をはなれる正見と十二縁起のことを紹介した。チャンナは法を現観したと語った」とされている。相応する『雑阿含』262 (大正 02 pp.066 中～067 上) も同じである。これによれば阿難はチャンナの師匠格であったのであり、チャンナはコーサンビーにいる阿難に会いに行ったというのであるから、コーサンビーとの因縁はチャンナよりも阿難の方が早いとすることができる。またチャンナが釈尊出家の時の従者であったとすれば、その関係は釈迦国にまで溯るかもしれない。しかし「モノグラフ」第 11 号に掲載した【論文 11】によって提婆達多は釈尊とは 25 歳くらいの年齢差があったとしたから、阿難もそれくらいであったとすると、チャンナの方がかなりの年長であったはずである。